

# 道立都市公園

## 民間活力導入に向けた マーケットサウンディング調査

### 実 施 要 領

令和6年4月

北海道 建設部 まちづくり局 都市環境課

## 道立都市公園 民間活力導入に向けたマーケットサウンディング調査 実施要領

### 1 調査の目的

道立都市公園では、これまでPFIや設置管理許可、指定管理者制度の導入により民間活用に取り組んできました。先般の都市公園法改正や「北海道みどりの基本方針」を踏まえ、道立公園の魅力向上、維持管理コストの低減を持続的に進め、民間活力（民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ））によりサービスの向上を図るとともに、公園利用者のニーズに応えるため、市場調査を実施します。

### 2 道立都市公園の概要

#### (1) 公園の概要

公園名	所在地	供用開始	年間利用者数
真駒内公園	札幌市	S50.8	676千人
北海道子どもの国	砂川市	S53.4	213千人
野幌総合運動公園	江別市	S60.7	366千人
オホーツク公園	網走市	H3.10	180千人
宗谷ふれあい公園	稚内市	H10.7	188千人
ゆめの森公園	中標津町	H12.7	173千人
道南四季の杜公園	函館市	H15.7	274千人
十勝エコロジーパーク	音更町	H15.7	294千人
噴火湾パノラマパーク	八雲町	H18.6	728千人
サンピラーパーク	名寄市	H18.11	132千人
オホーツク流水公園	紋別市	H21.11	194千人

※年間利用者数はコロナ禍前（H28～30）の平均

#### (2) 公園施設の概要

別添、「北海道立都市公園における民間活力導入に係る基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）（案）を参照してください。

### 3 スケジュール

実施要領等の公表、募集開始	令和6年（2024年）4月15日
サウンディング調査の期限	令和6年（2024年）6月10日
サウンディング結果の公表	令和6年（2024年）7月中

### 4 サウンディングの内容

#### (1) サウンディングの対象

道立都市公園の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループで、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 参加申込書提出時点で、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）に基づく指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は北海道暴力団の排除の推進に関する条例等に該当する者

オ 道税等を滞納している者

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

## (2) サウンディングの調査項目

今回の調査では、今後の具体化につなげて行くために次の点について伺います。

別途アンケート (Word) を用意していますので、こちらへの回答をお願いいたします。

なお、自由記載欄を設けております。道立都市公園の魅力向上に資するものであれば、新たな施設の整備、既存公園施設の活用若しくはリニューアル等、どのような提案でも構いません。

ア 事業手法（設置管理許可、公募設置管理制度（Park-PFI）、行為許可、その他）

イ 想定される公園施設の概要（収益施設の種類、設置場所）

ウ 取組に当たっての課題、事業全般に関する意見、要望等

## 5 サウンディングの手続き

### (1) 質問の受付及び回答について

今回の調査に関する質問がある場合には、件名を【サウンディングの質問（貴社名）】として、電子メールにてお問合せください（任意様式）。質問者のノウハウ等、質問者の権利や利益を害するおそれがある場合を除き、道のHPにて公表します（内容によっては一部要約する場合があります）。

ア 質問提出期限

令和 6 年（2024 年）5 月 8 日（水）

イ 質問に対する回答の公表

令和 6 年（2024 年）5 月 22 日（水）

ウ 提出先

「7 お問合せ先」のとおり

### (2) アンケートの提出

アンケートについて、件名を【アンケートの提出（貴社名）】として送付してください。その他、必要に応じて、補足資料（イメージパース、配置図等）も提出いただいても構いません。

ア アンケート提出期限

令和 6 年（2024 年）6 月 10 日（月）

イ 提出先

「7 お問合せ先」のとおり

### (3) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウ保護に配慮するため、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

## 6 留意事項

### (1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等する場合における評価の対象とはなりません。

### (2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

## 7 お問い合わせ先

担当課：建設部まちづくり局都市環境課公園計画係

住 所：060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話：011-231-4111（内線 29-626）

メール：kensetsu.koka2@pref.hokkaido.lg.jp

担当者：主査（公園マネジメント）武 智樹